

港長公示第8-1号

港則法第39条第1項の規定により、次のとおり船舶の航泊を禁止するので、同条第2項の規定により公示する。

令和8年6月29日

徳島小松島港長



小松島区第1区における航泊の禁止について

徳島小松島港小松島区第1区航路北側海域において花火大会が行われるため、下記により船舶の航泊を禁止（花火大会に従事する船舶、現場警戒にあたる巡視船艇等は除く。）する。

記

1 期間

令和8年7月19日（日）19時から21時30分まで

2 区域（別図参照）

次の各点を順次に結んだ線及び陸岸に囲まれた海域

イ点：徳島小松島港新港1万トン岸壁北東端

ロ点：小松島港東防波堤北灯台

ハ点：小松島港東防波堤南灯台

ニ点：徳島小松島港新港南岸壁北東端

3 標識

航泊禁止区域を明示するため、別図のとおり、イ点とロ点を結んだ線上及びハ点とニ点を結んだ線上に各3基の黄色灯浮標（単閃黄光、毎4秒に1閃光、光達距離4.5キロメートル）が設置されている。

4 備考

(1) 航泊禁止区域の周辺には、警戒船4隻が配備されている。

警戒船には警戒船であることを示す夜間表示灯（青色回転灯）が設置されている。

(2) 航泊禁止区域付近では、巡視船艇等が警戒にあたっている。

(3) 花火大会終了次第、本制限を解除することがある。

この場合、現場配備中の巡視船艇等から別途周知する。

別図

